



認知機能は予防できます 脳イキイキ教室

◎地域包括支援センター ☎77・3925

最近、もの忘れがあるかも？と思ったりしませんか。認知機能の低下を予防する教室を開催します。参加は無料です。

- 頭を使いながら身体を動かすことで、脳の活性化を促していきます。参加者同士、楽しみながら教室に参加しませんか？
- 対象者 65歳以上（介護認定を受けていない方）で、下記日程にすべて参加できる方
- 期日 12月19日(火)、26日(火)、1月16日(火)、30日(火)、2月6日(火)
- 時間 午前10時～正午
- 会場 役場南庁舎1階研修室
- 定員 15名（申込者多数の場合は、令和4年度受講していない方を優先とします）
- 申込み期限 12月4日(月)



ご相談ください 農地の貸借や制度について

◎産業振興課農政係 ☎77・3917

農地を必要とする方に貸し付け農地を探しています。

農業からのリタイアを考えている、相続した農地の管理に困っているなどの理由により、貸したい農地がある方は、農地のある市町村又は、(公社)千葉県園芸協会(農地中間管理機構(以下機構))にご相談ください。機構が市町村と協力して農地の受け手を探します。

また、農地の借り受け希望の場合もご相談ください。

地域の農地の一定割合を機構に貸す場合や、個人が一定の要件を満たす場合、協力金の交付が受けられます(別途市町村に申請が必要)。

■ 制度について
(公社)千葉県園芸協会
☎043-223-3011



11月は「ちば国保月間」 国保税は納期内に納めましょう！

◎町民税務課 国保年金係 ☎77・3913
収税係 ☎77・3916

国民健康保険(以下、「国保」)は、加入者が税を出し合い病気やけがなどのときに安心して治療が受けられる助け合いの制度です。

国保税は、みなさんの医療費にあてられる国保の貴重な財源です。国保税の納め忘れのないよう、納期限までに納付してください。

国保税を滞納している...

特別な理由もなく長い間国保税を滞納すると、その期間に応じて次のような取扱いに変更になります。

- ①国保税を納めないでいると、通常の保険証の代わりに**有効期間の短い保険証(短期証)**が交付されます。
- ②短期証発行後も納付相談などをせず滞納状態が続くと、保険証の代わりに**資格証明書**が交付されます。医療機関にかかるときは、**医療費をいったん全額自己負担**することになります。
- ③さらに納付相談などをせずに滞納状態が続くと、**国保の給付**

が全部、または一部差し止めになります。それでも納めないでいると差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。このようなことにならないためにも、国保税は納期限内に納めましょう。

★納付相談を行っています
やむを得ない理由で国保税の納付が難しい方は、滞納したままにせず、納付方法について早めに収税係までご相談ください。

★会社の保険に入ったら
就職などで社会保険等に加入して国保をやめるときは原則14日以内に届け出が必要です。届け出を行わないと、国保税と社会保険料が二重にかかってしまう場合があります。国保年金係までご連絡ください。



安心して豊かな生活のために 生活支援サービス

◎芝山町社会福祉協議会・生活支援コーディネーター ☎78・0850

生活支援等サービス協議体は、定期的に組織で情報共有し、高齢者が利用できる資源の開発などを行っています。

生活支援等サービス協議体とは？

町と社会福祉協議会が中心となり、地域活動 福祉活動 文化活動をしている関係者との組織です。

生活支援コーディネーターとは？

協議体会議の開催や高齢者の困りごと、やりたいことなどを解決するため、地域住民・ボランティア・サービス提供者・サービス事業者等と連携をとり、高齢者についてくれる人です。

生活支援等サービス協議体の 住民型福祉サービス

- ① **わんこinサービス**
高齢者の生活の中でちょっとした「困った」をお手伝い。利用料10分の作業につき100円(チケット制)です。
- ② **福祉用具バンク**
不要になったシルバーカーなどの福祉用具を譲っていただき、必要とされる方に譲ります。
- ③ **はなさくサロン**
簡単なレクリエーションをしたり、楽しく話をする場です。
- 期日 毎月第2木曜日
- 時間 午後2時～3時30分
- 場所 やすらぎの里

5年周期で実施 住生活総合調査

◎企画空港政策課 企画調整係 ☎77-3926

12月1日(金)、全国で住生活総合調査が行われます。住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要な調査ですので、ご協力をお願いします。

- 対象 10月に実施された住宅・土地統計調査に回答した世帯の中から抽出された世帯
- 調査方法 調査の対象となる世帯には、11月下旬から郵送により調査票が配布され、オンラインまたは郵送により回答



国民年金保険料は 社会保険料控除の対象です

◎町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じく、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和5年1月～12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和5年1月1日～9月30日までの間に保険料を納付された方には、10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書または

- 問合せ
・ 千葉年金事務所
☎043-24216320
・ ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003004
・ 国保年金係

